

令和3年5月21日

保護者の皆様へ

京都市立松尾中学校

校長 林 秀雄

台風等に対する非常措置の追加・変更についてのお知らせ

平素は、本校教育活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び嵐山東・松尾学区に「警戒レベル4・避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 始業 13時 5分・5校時から（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 始業 10時40分・3校時から
- ・午前11時までに解除になった場合 始業 13時 5分・5校時から（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

4 「警戒レベル4・避難指示」が発令された場合について

水害の避難勧告等について

本校の校区である嵐山東・松尾学区は、「桂川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。嵐山東・松尾学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、4月付でお伝えしているとおり、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。